

○エキパル倉吉の設置及び管理に関する条例

平成22年9月28日条例第20号

改正

平成23年3月31日条例第2号

平成25年3月27日条例第8号

平成25年12月25日条例第34号

平成31年3月25日条例第4号

エキパル倉吉の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、エキパル倉吉の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 住民の交流及び観光の振興に寄与するため、エキパル倉吉を設置する。

(名称及び位置)

第3条 エキパル倉吉の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 エキパル倉吉
- (2) 位置 倉吉市上井

(施設)

第4条 エキパル倉吉を構成する主要な施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多目的ホール
- (2) 交流ホール
- (3) 物産館

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、法第244条の2第3項の規定により指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にエキパル倉吉の管理及び運営を行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 多目的ホールの利用の許可に関する業務
- (2) エキパル倉吉の施設等の管理に関する業務
- (3) その他エキパル倉吉の運営に関して市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第7条 エキパル倉吉の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。

(利用の許可)

第8条 多目的ホールを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第9条 指定管理者は、多目的ホールの利用が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、利用を許可するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

（目的外利用等の禁止）

第10条 第8条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可を受けた目的以外の目的で多目的ホールを利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（特別設備等の制限）

第11条 利用者は、多目的ホールに特別な設備をし、又は備え付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用許可の取消し等）

第12条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第8条第1項の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、その責を負わない。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく許可の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (4) その他エキパル倉吉の管理上支障があると認めるとき。

（利用料金）

第13条 利用者は、利用の許可を受けたときは、多目的ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第14条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由により利用できなくなったときその他特別な理由があるときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第16条 利用者は、多目的ホールの利用を終了したとき又は第12条の規定により許可を取り消され、利用の停止若しくは退去を命ぜられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

（禁止行為）

第17条 エキパル倉吉において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) エキパル倉吉の施設、附属設備等を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(3) その他指定管理者が管理上支障があると認める行為をすること。

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、エキパル倉吉への入場を拒み、又はエキパル倉吉からの退去を命ずることができる。

(損害賠償の義務)

第18条 エキパル倉吉を利用する者は、エキパル倉吉の施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条第3号及び別表第1中物産館の項の規定は、公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成25年3月27日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月25日条例第34号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

(エキパル倉吉の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 第7条の規定による改正後のエキパル倉吉の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、施行日以後の利用(公布日以後に許可したものに限る。)に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月25日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

(倉吉市行政財産使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正後の倉吉市行政財産使用料条例第2条の規定は、施行日以後の使用(この条例の公布の日(以下「公布日」という。)以後に許可したものに限る。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(エキパル倉吉の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第7条の規定による改正後のエキパル倉吉の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、施行日以後の利用(公布日以後に許可したものに限る。)に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1 (第7条関係)

開館時間及び休館日

区分	多目的ホール	交流ホール	物産館
開館時間	午前9時から 午後10時まで	午前5時から 午後12時まで	午前7時から 午後9時まで
休館日	なし	なし	なし

別表第2（第13条関係）

利用料金上限額

区分	1時間当たり
多目的ホール	2,100円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数を1時間として計算する。
- 2 冷暖房を利用した場合の利用料金は、1時間当たりの金額に10分の5を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、利用料金を免除された利用者が冷暖房を使用した場合は、当該冷暖房の利用に係る実費に相当する額を徴収することができる。
- 3 附属設備等を利用した場合は、当該附属設備の利用に係る実費に相当する額を徴収することができる。
- 4 入場料その他これに類する料金を徴収するとき又は営利の目的で使用する場合の利用料金は、10割相当額を加算する。